

通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業

デイサービスセンターなでしこ南台 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人重陽会が開設するデイサービスセンターなでしこ南台(以下「事業所」という。)が行う指定通所介護及び指定介護予防・日常生活支援総合事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、機能訓練指導員及び介護職員(以下「生活相談員等」という。)が、要介護状態(介護予防・日常生活支援総合事業にあつては要支援、総合事業該当状態)にある高齢者に対し、適正な指定通所介護及び指定介護予防・日常生活支援総合事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 指定通所介護の提供にあつては、事業所の生活相談員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
- 2 指定介護予防通所介護の提供にあつては、事業所の生活相談員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 デイサービスセンター なでしこ南台
- ② 所在地 茨城県石岡市南台3丁目2番地1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名(常勤兼務)
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ② 従業者
生活相談員 1名以上
看護職員 1名以上
介護職員 4名以上
機能訓練指導員 1名以上
従業者は、指定通所介護及び指定介護予防日常生活支援総合事業の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から土曜日までとする。(1月1日～1月3日)を除く。
- ② 営業時間 午前8時半時から午後5時半までとする。
- ③ サービス提供時間 午前9時00分から午後4時00分までとする。

(指定通所介護及び指定介護予防通所介護の利用定員)

第6条 指定通所介護及び指定介護予防通所介護の利用定員は次のとおりとする。

- 1単位 30名(通常規模)

(指定通所介護及び指定介護予防通所介護の内容及び利用料等)

第7条 指定通所介護及び指定介護予防通所介護の内容は次のとおりとし、指定通所介護及び指定介護予防通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

- ① 食事の提供
- ② 入浴(一般浴)
- ③ 日常生活動作の機能訓練
- ④ 健康チェック

⑤ 送迎

⑥ アクティビティ(介護予防)

- 2 第9条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定通所介護及び指定介護予防通所介護に要した送迎の費用は、通常の事業の実施地域を越えた地点から、1キロメートル当たり100円徴収する。
- 3 食費は、700円を徴収する。
- 4 おむつ代は、150円を徴収する。
- 5 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
- 6 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 生活相談員等は、通所介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、石岡市・小美玉市・かすみがうら市とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第10条 生活相談員等は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 生活相談員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- ① 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
- ② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
- ③ 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、事業継続計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第12条

- 1 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
 - ① 責任者の選定(責任者：管理者)
 - ② 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施(年1回)
 - ③ 虐待等に対する相談窓口の設置
 - ④ 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - ⑤ 虐待の防止のための指針を整備する。
 - ⑥ その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第13条

- 1 事業所は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
 - ① 採用時研修 採用後1カ月以内
 - ② 継続研修 年2回以上
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 事業所は、利用者に対するサービスの提供に関する記録を整備し、サービスを提供した日から5年間保管する。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人重陽会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

平成 30 年 2 月 1 日改正

令和元年 10 月 1 日改正

令和 6 年 1 月 1 日改定

令和 7 年 8 月 1 日改定

(施行期日)

本規定は平成 26 年 1 月 20 日から適用する。